



労働者災害補償保険法	雇用保険法	健康保険法	厚生年金保険法	国民年金
① 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。	① 被保険者になったこと又は被保険者でなくなったことの確認、失業等給付及び育児休業等給付(以下「失業等給付等」という)に関する処分又は不正支給に係る失業等給付等の返還命令若しくは納付命令についての処分に関する処分は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。	① 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に関する処分は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。	① 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に関する処分は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、訂正請求に対する措置の規定による決定については、この限りでない。	① 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分(共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。)又は保険料その他の法律の規定による徴収金に関する処分に関する処分は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、訂正請求に対する措置の規定による決定については、この限りでない。
② ①の審査請求をしている者は、審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。	② ①の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。	② 審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。	② 次のa.に掲げる者による被保険者の資格又は保険給付に関する処分に関する処分は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。 a 第2号厚生年金被保険者 国家公務員共済組合法に規定する国家公務員共済組合審査会 b 第3号厚生年金被保険者 地方公務員等共済組合法に規定する地方公務員共済組合審査会 c 第4号厚生年金被保険者 私立学校教職員共済法に規定する日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会	② 審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
③ ①の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、これを裁判上の請求とみなす。	③ ①の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。	③ ①の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。	③ ①の審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。	③ ①の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。
④ ①に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。	④ ①に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。	④ 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。	④ ①及び②の審査請求並びに①の再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。	④ 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができない。
	⑤ 被保険者になったこと又は被保険者でなくなったことの確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。	⑤ 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は滞納処分の規定による処分に関する処分は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。	⑤ 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。	⑤ 共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に関する処分は、当該共済組合等に係る共済各法の定めるところにより、当該共済各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。
			⑥ ②、④及び⑤に定めるもののほか、②に規定する処分についての審査請求については、共済各法の定めるところによる。 ⑦ 厚生労働大臣による保険料その他の法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は滞納処分の規定による処分に関する処分は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。 ⑧ 第2号厚生年金被保険者による保険料その他の法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に関する処分は、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。 ⑨ 第3号厚生年金被保険者による保険料その他の法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に関する処分は、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。 ⑩ 第4号厚生年金被保険者による保険料その他の法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促若しくは国税滞納処分の例による処分に関する処分は、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。 ⑪ ⑧⑨⑩の審査請求については、共済各法の定めるところによる。 ⑫ 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。	⑥ ⑤の規定による共済組合等が行った障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。 ⑦ ①に規定する処分(被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分(共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。))に限る。の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。